

社会福祉法人総社福社会 評議員及び、役員報酬等支給基準

（目的）

第1条 社会福祉法人総社福社会（以下「法人」という。）評議員及び、役員報酬等支給基準は、定款第8条及び第21条の定めに従い、法人の評議員、理事、監事（以下「役員等」という。）に対する報酬等の支給について必要な事項を定めるものである。

（報酬等の支給）

第2条 役員等に対する報酬は、社会福祉法人総社福社会定款第8条及び第21条に定めるとおり無報酬とする。

（公表）

第3条 法人は、この基準を定款第39条により電子公告にて公表する。

（改廃）

第4条 この基準の改廃は、評議員会の議決によって行なう。

附則

この基準は、平成29年12月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。